

大会参加資格規定

制定 平成 24 年 12 月 9 日

施行 平成 24 年 12 月 9 日

第 1 条 本規定は、日本高等学校・中学校ゴルフ連盟（地方大会を含む）主催による大会参加校・参加者に適用する。

第 2 条 参加校・参加者の資格は、日本高等学校・中学校ゴルフ連盟所属の地区・都府県高等学校・中学校ゴルフ連盟に加盟した学校および生徒に限る。但し、大会参加については、所属の学校長の認可を必要とする。

第 3 条 全国高等学校・中学校ゴルフ選手権団体の部への出場は、1 校 1 チームとして、加盟に関する規定を満たした学校加盟校に限る。1 チームの編成は、同一課程の生徒で編成されなければならない。

第 4 条 参加資格の資格は、以下の各項目に適合するものとする。

(1) その学校に在学する生徒で、当該地区高等学校・中学校ゴルフ連盟に登録されている部員のうち、学校長が身体、学業および人物について選手として適当と認めたもの。

(2) 当該年度 4 月 2 日現在で満 19 歳以下のもの。

(3) 転入学生は、転入学した日より満 1 年を経過したもの。ただし満 1 年を経なくしても、学区制の変更、学校の統廃合または一家転住・やむを得ない理由により、止むを得ず転入学したと認められるもので、日本高等学校・中学校ゴルフ連盟の承認を得たものはこの限りではない。

なお、転入学生であっても、前在籍校でゴルフ部員として当該地区高等学校・中学校ゴルフ連盟に部員登録されていなかったものは、転入学した日から参加資格が認められる。

(4) 参加選手は、高等学校在籍 3 年以下のもの。

[注]この在籍 3 年とは、あらゆる高等学校または高等学校に準ずる学校に計 3 年間在籍するという意味である。例えば第 1 学年に入学し、1 年生のとき中途退学して翌年改めて第 1 学年に入学しなおした時は、在籍 2 年目と見なす。従って、その生徒は第 1 学年、第 2 学年と 2 年間しか選手になる資格はないので、順調に進学しても第 3 学年には資格を失う。この場合、第 2 学年の秋季大会ならびに翌年の全国高等学校・中学校ゴルフ選手権春季大会まで参加資格がある。

(5) 中学卒業後、1 ヶ年以上高等学校に入学しなかったものは、当該地区高等学校・中学校ゴルフ連盟の承認を得れば参加資格がある。ただし当該地区高等学校・中学校ゴルフ連盟は、直ちにその旨を、日本高等学校・中学校ゴルフ連盟に報告しなければならない。

第 5 条 ジュニア選手権については、これとは別に年齢制限がある。

第 6 条 大会参加資格詳細については、内規を別途もうける。

第 7 条 本規定は地区・都府県高等学校・中学校ゴルフ連盟主催の各種大会にも準用する。